

令和3年（2021年）6月19日

保護者のみなさま

豊中市教育委員会

緊急事態宣言の解除等に伴う豊中市立小中学校の今後の学校教育活動について

日頃は、本市学校教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、国において大阪府に対する緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことに伴う対応について要請がありました。

このことを受け、本市の学校教育活動について、下記の通り対応することとしましたのでお知らせします。

記

1. 緊急事態宣言の解除

令和3年（2021年）6月21日（月）

2. まん延防止等重点措置の期間

令和3年（2021年）6月21日（月）～7月11日（日）

3. 学校教育活動について

学校においては、引き続き、感染拡大防止対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態の学校教育活動を継続することとします。なお、感染拡大により不安を感じて登校できない子どもたちには、オンライン等を活用した学習支援を行います。

児童生徒および教職員の昼食時における感染防止対策については、これまでの対策に加えて、食事時の黙食、一定の距離をとる、換気について引き続き徹底を図ります。

なお、校外学習や宿泊を伴う行事等、部活動については、豊中市の感染状況等を踏まえ、以下の通りとします。

○ 校外学習や宿泊を伴う行事等について

緊急事態措置区域を受け入れ先としている場合及び受け入れ先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は、延期又は中止とします。実施する場合は、受け入れ先と十分に協議することとします。

なお、行事等の実施に係る行き先・泊数等の変更、宿泊から日帰りへの変更などについては、各学校の事情に応じて検討することとします。

○ 部活動について

部活動については、これまで原則休止としていましたが、感染拡大防止対策を徹底しながら、土日祝も含め、豊中市立小中学校の部活動に係る方針に則り、活動を再開します。他校との練習試合や合同練習等も実施可能とします。

なお、感染リスクの高い活動（生徒どうしが近距離で向き合う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、

身体接触を伴う活動など）は実施しないこととします。ただし、公式戦やコンクール等の参加へ向けて、学校が必要と判断する場合は、実施可能とします。

部活動の実施にあたっては、活動前後の生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導することとします。公式戦やコンクール等に参加する際は、学校として主催団体が十分な感染症対策を講じていることを確認するとともに、参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じます。

4. 家庭における感染拡大防止対策について

お子様ご本人をはじめ、同居ご家族に発熱等、かぜ症状がみられる場合やPCR検査を受けることになった場合に登校させないこと、毎朝の検温、健康観察、登校時のマスクの着用、手洗い、咳エチケットの徹底等について、一層のご協力をお願いします。お子様ご本人や同居ご家族がPCR検査を受けることになった場合も、速やかに学校へ連絡をお願いします。

保護者のみなさまには、不要不急の外出・移動の自粛、手洗い、マスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底していただきますよう、よろしくお願いします。

5. 放課後子どもクラブについて

通常運営を行います。なお、引き続き、必要最小限の利用にご協力をお願いいたします。

6. その他

- (1) 登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら遠慮なく学校までご連絡ください。
- (2) 感染による偏見、差別につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報の保護について、特段のご理解とご配慮をお願いいたします。